



シロアリ駆除で、払った税金が返ってきます



シロアリの被害を受けてしまったら、建物の補修や駆除が必要になりますが、
費用もバカになりません。シロアリによる被害は、所得税法施行令第9条に規定する「害虫、その他の生物による異常な災害」に該当し、その修繕に要した費用及びその駆除するための費用は**雑損控除の対象**になります。
控除できる金額、雑損控除は年末調整できませんので**確定申告が必要**です。

病気にかからないための予防のための費用が医療費控除の対象にならないのと同じく、近所に発生したシロアリに備えて、駆除の薬剤散布をするといった**予防措置を講じる費用は雑損控除の対象にはなりません。**また、雑損控除の対象となるのは、生活に通常必要な住宅、家具、衣類等の資産であることが要件となるので、別荘などは対象外になります。

【雑損控除の計算方法】

- A 損失金額－保険等から補償される金額－5万円
- B 損失金額－保険等から補償される金額－（総所得金額×10%）

損失金額＝シロアリ駆除料金＋修復に掛かった料金

AかBの計算式のうち金額の大きい方が雑損控除の控除額となります。

【雑損控除に必要な書類】

- ・シロアリ駆除や被害修復にかかった領収書
- ・被害に遭ったと認められる証明書類（施工完了書・報告書）
- ・損害額の明細書
- ・源泉徴収票（サラリーマンの場合）
- ・所得税確定申告書の控え（個人事業者等の場合）

- ※ サラリーマンが年末調整を受けた後でも、確定申告を行えば税金の還付は可能です
- ※ 過去にシロアリ駆除をされた方でも、5年間は税金の還付請求権があります
- ※ 個人事業者が「雑損控除なし」で確定申告をして、雑損控除を受けなおすという場合は、1年以内であれば「更正の請求」という手続きで税金の還付は可能です

お問合せ先



税理士法人 コスモス

名古屋本部（名古屋税理士会名古屋中支部）

〒460-0008

名古屋市中区栄一丁目12番5号 トーセンビル9階

TEL 052-203-5560 / FAX 052-204-2127

担当／税理士 佐野誠司